



目 次

告 示	ページ
○県統計調査の実施 (統計分析課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 ( " )	1
○大規模小売店舗の新設に関する届出 (経営支援課)	2
○道路の区域変更 (道 路 課)	2
○道路の供用開始 (2 件) ( " )	2
○建築基準法による道の指定 (建築指導課)	3
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関する、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (3・4 掲示)	3
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 ( " )	3
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 ( " )	3
入札公告	
○一般競争入札 (高知県旅費事務センター 一運営委託業務) の公告 (総務事務センター)	3
落札公告	
○落札者等の公告 (警察本部会計課)	4

告 示

高知県告示第297号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

令和4年3月18日

高知県知事 濱田 省司

- 調査の名称  
農福連携の取組実態調査
- 調査の目的  
県内における農福連携の実態を把握し、今後の施策立案の基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
  - 地域  
県内全域
  - 単位  
ア 調査票（福祉部門）事業所  
イ 調査票（農業部門）戸等
  - 属性  
ア 調査票（福祉部門）就労継続支援事業所  
イ 調査票（農業部門）農家等
- 報告を求める事項及びその基準となる期間
  - 報告を求める事項  
ア 調査票（福祉部門）  
（ア）事業所名及び事業種別  
（イ）取組形態  
（ウ）市町村名  
（エ）連携先の農家等の名称等  
（オ）取組の開始時期  
（カ）取組を開始したきっかけ  
（キ）農作物の品目等  
（ク）障害者が従事した作業内容  
（ケ）年間の作業実施期間  
（コ）農作業に従事した障害者の総人数  
（サ）農家等への一般就労の状況  
イ 調査票（農業部門）  
（ア）農業経営体の名称等  
（イ）市町村名  
（ウ）取組の開始時期  
（エ）取組を開始したきっかけ  
（オ）雇用した障害者等の人数  
（カ）農作業に従事させた期間  
（キ）従事させた主な農作物の品目  
（ク）障害者等を従事させた作業内容  
（ケ）雇用した障害者等の障害種別等
  - その基準となる期間

報告を求める年の前年の4月から3月までの1年間

- 報告を求める者
    - 数  
ア 調査票（福祉部門）約130事業所  
イ 調査票（農業部門）約80戸
    - 選定方法  
ア 調査票（福祉部門）県内の就労継続支援事業所の全数  
イ 調査票（農業部門）県が作成したリストによる全数
  - 報告を求めるために用いる方法
    - 調査組織  
県が報告者に直接報告を求める。
    - 調査方法  
ア 調査票（福祉部門）電子メールによる調査  
イ 調査票（農業部門）職員による調査
  - 報告を求める期間
    - 調査の周期  
1年
    - 調査の実施期間  
毎年3月上旬から5月下旬まで（令和4年にあつては、3月下旬から4月上旬まで）
- 高知県告示第298号**  
医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。  
令和4年3月18日  
高知県知事 濱田 省司
- 医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指定年月日  
さくら香美クリ 香美市土佐山田町117番地13 令4・2・1  
ニック
- 高知県告示第299号**  
生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。  
令和4年3月18日

高知県知事 濱田 省司  
 医療機関の名称 医療機関の所在地 廃止年月日  
 さくら香美クリ 香美市土佐山田町117-13 令4・1・31  
 ニック  
 フォレスト調剤 南国市田村乙2040-3 令4・2・10  
 薬局南国日章店

高知県告示第300号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和4年3月18日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
- (2) 届出者の住所  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) ドラッグコスモス土佐高岡店  
土佐市高岡町甲746-1、甲747-1、甲748-1、甲749-1
- (4) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
- (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者名	代表者名	住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階

- (6) 大規模小売店舗の新設をする日  
令和4年11月2日
- (7) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

- 1,464平方メートル
- (8) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - ア 駐車場の収容台数  
57台
  - イ 駐輪場の収容台数  
8台
  - ウ 荷さばき施設の面積  
27平方メートル
  - エ 廃棄物等の保管施設の容量  
9立方メートル
- (9) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前9時	午後10時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
1箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午後6時から午後10時まで
- 2 届出年月日  
令和4年3月1日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
高知県商工労働部経営支援課  
土佐市役所
- 4 意見書に記載すべき事項
  - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
  - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (4) 意見の内容

高知県告示第301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 その関係図面は、令和4年3月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 令和4年3月18日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 493号

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡北川村和田字山ノ西337番1から安芸郡北川村和田字山ノ東345番1まで	前	35.4 }	24
	後	35.5 }	24
		105.3	

高知県告示第302号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
 その関係図面は、令和4年3月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 令和4年3月18日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 493号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸郡北川村和田字横ノ谷742番53地先から安芸郡北川村和田字久保843番地先まで	348	令和4年3月18日
安芸郡北川村和田字代官地512番3地先から安芸郡北川村和田字中川原523番3まで	264	令和4年3月18日

高知県告示第303号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
 その関係図面は、令和4年3月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 令和4年3月18日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 高知南環状
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高知市春野町弘岡下字北代3890番1から 高知市春野町弘岡下字北代3876番1まで	121	令和4年3月19日

**高知県告示第304号**

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。

令和4年3月18日

高知県知事 濱田 省司

高岡郡佐川町西組字シマダ276番1地先から268番4地先に至る延長89メートルの道

-----  
**選挙管理委員会告示**  
-----

**高知県選挙管理委員会告示第42号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、11,934人である。

令和4年3月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

**高知県選挙管理委員会告示第43号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、166,109人である。

令和4年3月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

**高知県選挙管理委員会告示第44号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和4年3月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知市選挙区	91,447人
室戸市・東洋町選挙区	4,431人
安芸市・芸西村選挙区	5,911人
南国市選挙区	13,096人
土佐市選挙区	7,549人
須崎市選挙区	5,902人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,541人
土佐清水市選挙区	3,813人
四万十市選挙区	9,440人
香南市選挙区	9,314人
香美市選挙区	7,392人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,017人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,194人
吾川郡選挙区	7,918人
中土佐町・構原町・津野町・四万十町選挙区	9,209人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,592人
黒潮町選挙区	3,123人

-----  
**入 札 公 告**  
-----

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年3月18日

高知県知事 濱田 省司

1 入札に付する事項

- (1) 特定役務の名称及び数量

高知県旅費事務センター運営委託業務 一式

- (2) 特定役務の特質等

入札説明書による。

- (3) 特定役務の契約期間

特定役務に係る契約の締結の日から令和7年6月30日まで

- (4) 特定役務の履行期間

令和4年6月1日から令和7年6月30日まで

- (5) 特定役務の履行場所

入札説明書による。

- (6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。ただし、イからエまでについては、当該手続開始の決定がなされた後又は当該調停の手続が開始された後に、知事が定める手続に基づく物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札参加資格の再認定を受けている者については、この限りでない。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者

ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者

- (3) 高知県における「令和3～令和5年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

- (4) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

- (5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和3年度から令和5年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和2年10月高知県告示第810号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。

- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県会計管理局総務事務センター

<p>電話番号088-823-9703</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 令和4年3月18日(金)から同年4月26日(火)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 令和4年5月23日(月)午前10時 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和4年5月20日(金)午後5時までに(1)の入札説明書の交付場所に到着すること。 イ 場所 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎 地下第5会議室</p> <p>4 その他 (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。 (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和4年4月26日午後5時までに入札説明書で指定した場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。 (4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。 (6) 手続における交渉の有無</p>	<p>無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要な書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和4年4月26日午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。 (9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)と同じ。 (10) 令和4年度高知県一般会計予算が議決されなかった場合(修正されて議決された場合を含む。)は、本件調達手続の停止等を行うことがある。 (11) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary (1) Nature and quantity of the services to be procured: Management and running of the Kochi Prefecture Travel Expenses Center 1 set (2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Tuesday 26 April 2022 (3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Monday 23 May 2022 (4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive at the department noted in (5) by 5:00 P.M. on Friday 20 May 2022 (5) Contact: General Affairs Center, Treasury, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan Tel: 088-823-9703 (6) Others: As in the tender documentation</p> <p style="text-align: center;">----- 落 札 公 告 -----</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告す</p>	<p>る。</p> <p>令和4年3月18日 高知県警察本部長 熊坂 隆</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>落札に係る借入物品の名称及び数量 自動車保管場所証明電子化システム機器 一式</li> <li>契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4番30号</li> <li>落札者を決定した日 令和4年1月26日</li> <li>落札者の氏名及び住所 西日本電信電話株式会社高知支店 高知市帯屋町二丁目5番11号</li> <li>落札金額 月額 1,910,700円</li> <li>契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</li> <li>政令第6条の公告をした日 令和3年12月14日</li> </ol>
--	--	--